コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2026年11月12日
スマートニュース株式会社
代表取締役社長　浜本 階生
問合せ先：　Corporate Department　IR担当
03-6861-5596

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、「世界中の良質な情報を必要な人に送り届ける」というミッションを掲げ、ステークホルダーからの期待に応え、持続的な成長と企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要課題の一つとして認識しており、その強化に取り組んでおります。
当社では、ミッションを実現するためには、高いレベルでのコーポレート・ガバナンスの実効性の確保が不可欠との認識を有しており、当社の基本思想や理念の共有を図るとともに、役職員が遵守すべき各種規程等に基づき、社内のコーポレート・ガバナンスを強化しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴木　健	6,230,000	20.11
浜本　階生	6,230,000	20.11
JIC ベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	2,000,000	6.46
グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合	1,470,810	4.75
川田 尚吾	1,385,600	4.47
ATOMICO III, L.P.	1,236,000	3.99
山田 進太郎	1,155,000	3.73
グリーキャピタルマネジメント株式会社	1,000,000	3.23
Globis Fund IV, L.P.	857,390	2.77
Princeville Global Smart Media Investments Ltd	774,000	2.50

支配株主（親会社を除く）名	―

親会社名	―

補足説明

大株主の状況は、2026年10月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

３．企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

－

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

－

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	５名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	３名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係（※１）										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡島　悦子	他の会社の出身者											
上野山　勝也	他の会社の出身者											
宇佐美　進典	他の会社の出身者					△						

※１　会社との関係についての選択項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k. その他

会社との関係（２）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡島　悦子	○	－	岡島氏は、アステラス製薬株式会社、株式会社丸井グループ、株式会社セプテーニ・ホールディングス、株式会社KADOKAWA、株式会社ユーグレナといった著名企業における社外取締役・指名委員経験から、当社の社外取締役・指名委員としてガバナンス機能の向上に貢献していただけると期待しております。また、株式会社グロービス・マネジメント・バンク、株式会社プロノバで培った組織開発・人事領域における専門性、特にDiversity & Inclusionテーマでの実績が豊富なことから、当社の組織開発におい

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			ても貢献いただけるものと考えております。 なお、同氏は当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
上野山　勝也	○	－	上野山氏は、AI・自然言語処理の研究に精通し、株式会社 PKSHA Technology を創業から上場へと導いた実績を持つ同氏の深い技術知見と事業戦略の経験は、当社の AI 活用及びプロダクト開発の方向性を強化する上で極めて有益と判断しております。また、日本市場における AI ビジネスの第一人者としてのネットワークを活かし、当社の競争力向上や新たな事業機会の創出にも貢献いただけるものと期待しております。 なお、同氏は当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
宇佐美　進典		宇佐美氏は 2025 年 12 月まで当社グループの主要な取引先である㈱ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳの代表取締役に就任しておりました。	宇佐美氏は、株式会社ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳの創業者としてインターネット業界を長年牽引してきた豊富な経営経験と、卓越した知見を有しております。また、他社での取締役経験を通じ、企業ガバナンスについても深い造詣があります。経営者としての高い視点から当社の経営を監督・助言いただくことで、当社グループの成長と中長期的な企業価値向上に貢献いただけるものと期待しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
4	0	2	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
4	0	2	2	0	0	社外取締役

コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

補足説明

当社は、取締役の指名、取締役の報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ることを目的として、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。
指名委員会は、指名委員会規程に基づき、取締役会決議によって指定する２名以上の取締役、監査役その他取締役会が指定する者によって構成され、かつ、３分の１以上の委員（委員が３名未満の場合は１名以上の委員）が社外取締役であることとしております。また、報酬委員会は、報酬委員会規程に基づき、取締役会決議によって指定する２名以上の取締役、監査役その他取締役会が指定する者によって構成され、かつ、３分の１以上の委員が社外取締役であることとしております。いずれの委員会についても、毎事業年度に２回以上開催することとし、委員長は取締役会の決議により選定され、取締役会の諮問に基づき、取締役の指名、報酬等の原案について審議し、取締役会に答申を行っております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	４名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査計画に基づく監査を行うとともに、取締役会その他の重要な会議への出席を行い、取締役会の業務執行と会社経営の適法性等を監視しております。
また、当社は代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査担当が定期的に内部監査を実施しております。内部監査は、内部監査計画に基づき、当社の全部門に対して行われ、業務の効率性や適正性を監査しております。監査結果については、代表取締役社長に報告する体制となっております。また、同時に監査役会にも報告され、勧告、改善など行うため、監査役と協議の場を持つなど常に連携を図っております。
さらに、内部監査担当者及び監査役並びに会計監査人との相互連携につきましては、情報を都度共有し、連携体制を構築し、内部統制の整備の充実に向けて検討や改善がなされております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	３名

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係（※１）												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邉　豊太	他の会社の出身者													
松本　真輔	弁護士													
川崎　聖子	公認会計士													

※１　会社との関係についての選択項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m. その他

会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邉　豊太	○	―	渡邉氏は、三菱商事グループにおける長年の経営経験に加え、常勤監査役としての豊富な実務実績と高度な専門性を有しております。これらの知見を活かし、客観的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスおよび内部統制の強化に大きく貢献いただけると考えております。 なお、同氏は当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
松本　真輔	○	―	松本氏は、企業法務領域で高い専門性を有する法律事務所のパートナー弁護士を務められ、また他社での社外監査役及び社外取締役としての経験を持ち、特に会社法及びコーポレート・ガバナンスに精通しておられることから、当社のコーポレート・ガバナンス、内部統制及び監査に貢献していただけると考えております。 なお、同氏は当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
川崎　聖子	○	―	川崎氏は、米国公認会計士の資格を有しており、長年にわたる金融サービス業界及びグローバル資本市場における豊富な知識・経験を有していると同時に、2024 年に株式上場を果たしたスタートアップ企業（株式会社タイミー）の常勤監査役も勤めており、これらの知見を、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映することが期待できると考えております。 なお、同氏は当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	５名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,従業員,子会社の取締役,子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	一部の個別報酬のみ開示している

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上である一部の取締役について、有価証券届出書（有価証券報告書）において個別報酬を開示しております。その他の取締役につきましては、区分ごとに総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針について、役員の報酬が企業の成長、業績向上、そして株主価値の最大化に寄与することを目的として決定されるべきだと考えています。このため、当社の役員報酬は、市場競争力を維持し、適正かつ透明性のある方法で決定されるよう努めています。また、役員報酬の構成は金銭報酬である固定報酬および業績目標の達成度によって変動する業績連動報酬と、非金銭報酬である株式報酬によって構成されております。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、金銭報酬を短期の業績と連動させるのは相応しくないため、固定の金銭報酬および株式報酬のみとしております。

・決定方針の決定方法
当社では役員報酬の決定を、取締役会によって行います。その原案を作成するのは、取締役会の諮問機関である報酬委員会が担当します。報酬委員会は、外部の専門家やコンサルタントと連携し、市場動向や業界標準を考慮に入れた報酬額を検討します。また、報酬決定のプロセスは、企業の戦略的目標と業績評価に基づき透明性を持たせて実施されます。

・決定方針の内容の概要
業務執行に関わる役員の報酬は、役員の職務内容や責任に応じて決定され、金銭報酬の業績連動報酬は当社の業績目標達成成果などに基づいて支給されます。
業務執行から独立した立場である社外取締役は、業界標準を考慮に基準を定めております。そのうち、金銭報酬の部分はその取締役が参加される報酬委員会・指名委員会などの取締役会関連委員会における役割や数の状況によって調整されています。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法
取締役の個別報酬は、以下の要素を基に決定されます。まず、役職に対する業界標準を参考にし、同様の規模や業界における報酬水準を比較検討します。また、個々の取締役としての市場競争力も考慮し、その人物の経験、スキル、実績を反映させます。その際に、社内のバランスを考慮し、他の役員や従業員との報酬の公平性を維持することにも留意します。これらの要素を総合的に評価し、取締役会において適正な報酬を決定しております。

・取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
当社の役員報酬に関する重要事項は、会社法の定めに従い、株主総会決議及び取締役会決議によって決定しております。具体的には、取締役報酬のうち、金銭報酬はその総額について株主総会決議を得ており、株式・新株予約権報酬は個別に株主総会決議を得ております。このように、株主総会での議決を通じて透明性を確保し、株主に対して説明責任を果たしています。
また、当社の役員の金銭報酬について、2022 年 8 月 19 日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額 500 百万円以内（決議時点の取締役の員数は 4 名）、同日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は 100 百万円以内（決議時点の監査役の員数は 3 名）と決議されております。

・業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針等
業務執行に関わる取締役に関しては、個人の職務内容や責任を踏まえ、業界水準を参照しつつ、業績

連動報酬および業績連動報酬以外の報酬の支給割合について、報酬委員会で議論を行い、その結果を基に原案が作成されます。

・業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該報酬額の決定方法
業績連動報酬の指標としては、企業の短期的および長期的な成長を反映できる指標を選定しています。主に財務指標（売上高、営業利益など）を使用しております。年度によっては財務指標以外の企業価値向上に直結するような資料を利用することもあります。報酬額は、設定した業績目標の達成度に応じて、段階的に増加する仕組みとなっており、上限も設けております。

・当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
当事業年度の役員報酬は、企業業績および前述通り個別の職務内容や責任に応じて能力や業績評価に基づき決定され、取締役会はその諮問機関である報酬委員会の意見も踏まえ、その内容が報酬方針に従って適正であると判断しました。具体的には、報酬水準が正しく根拠持って決定されていることや、業績連動報酬が役員の貢献度が明確に反映されるなどがその判断理由に当たります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局であるLegal & Governance Divisionにおいて資料を準備するほか、適時必要なサポートを行っております。
また、社外監査役に対しては、内部監査室が資料の準備その他必要なサポートを行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。当社は、業務執行と監督を分離する観点から、経営会議を設置し迅速な意思決定と機動的な運営を推進するとともに、取締役会は監督機能及び経営の透明性を高めるためモニタリングに注力し、業務執行又は取締役会から独立した監査役及び監査役会に、取締役の職務執行に対する監査機能を担わせることで、迅速かつ適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の利くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。
また、当社では、取締役総数の過半数を社外取締役、監査役総数の半数以上を社外監査役とし、外部視点による適切な助言・提言を積極的に経営に活かしております。加えて、社外取締役が取締役会の諮問機関である指名委員会、報酬委員会の委員を務めることにより、取締役の選任、報酬に関する妥当性、透明性を確保しております。

(a) 取締役会
当社の取締役会は、社外取締役３名を含む取締役５名で構成され、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等の経営に関する重要な事項についての決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は、月１回の定時取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を都度開催しております。また、取締役会の議案については事前に全取締役に連絡し、議事の充実に努めております。取締役会における主な審議・決定事項は、株主総会に関する事項、財務に関する事項、株式に関する事項、取締役に関する事項、組織及び人事に関する事項、経営一般及び業務執行に関する事項等であります。

(b) 監査役会
監査役会は、渡邉 豊太（社外監査役(常勤)）、松本 真輔（社外監査役(非常勤)）、川崎 聖子（社外監査役(非常勤)）の３名で構成されております。監査役会は原則として毎月１回開催するとともに、必要に応じて随時開催しております。監査役会では、監査計画の策定、監査の進捗状況、監査結果の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。監査役は、取締役会をはじめとした重要な会議に出席するほか、業務執行に関する決裁書類等の重要な文書の閲覧、会計監査人からの報告等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

(c) 内部監査室
当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置して内部監査室長１名及び担当者１名を配置しており、外部委託先のリソースも一部活用しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど適宜連携を行い、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査

の実効性の向上に努めております。

(d) 会計監査人
当社は、EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

(e) 経営会議
当社は、経営に関する重要事項を協議し、代表取締役社長の決定を補佐するための諮問機関として、組織規程に基づき経営会議を設置しております。経営会議は、代表取締役社長を議長として、Department Head及び議長が必要と認めた者が出席し、経営計画や予算案、会社組織に係る重要事項、株式・社債に関する事項、その他経営における重要事項について協議を行い、迅速かつ適切な業務執行を行っております。経営会議にはオブザーバーとして取締役会長、常勤監査役及び議長が必要と認めた者が参加可能であり、開催頻度は原則として月１回以上開催しております。

(f) リスクマネジメント委員会
当社は、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることで、当社等の継続的な企業価値向上に資することを目的としてリスクマネジメント委員会を設置しております。リスクマネジメント委員会は、代表取締役社長を委員長とし、Department Head、常勤監査役及び委員長の指名する者により構成されております。原則として四半期に１回開催されており、リスクの発生要因の識別・評価、対応措置、事故発生時の対応など、リスク管理に関する協議を行い、具体的な対応策を検討しております。

(g) コンプライアンス委員会
当社は、コンプライアンスに関する重要事項を審議・決定するとともに、内部通報制度の適正な運用を目的として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、Corporate Department Head及び人事を所管するDepartment長により構成されており、透明性・客観性を確保するため、必要に応じて監査役や社外弁護士等がオブザーバーとして参加できる体制としております。
また、本委員会では、「内部通報ガイドライン」に基づき、当社及び子会社の役職員による法令違反、内部規則違反、その他の不正行為等に関する報告・通報への対応、事実関係の調査および是正措置の審議・決定等についても行っております。事案の発生状況や通報内容に応じ、機動的に開催することで、組織の自浄作用の向上及びコンプライアンスを重視した経営体制の構築に努めております。

(h) 指名委員会・報酬委員会
当社は、取締役の指名、取締役の報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ることを目的として、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。
指名委員会は、指名委員会規程に基づき、取締役会決議によって指定する２名以上の取締役、監査役その他取締役会が指定する者によって構成され、かつ、３分の１以上の委員（委員が３名未満の場合は１名以上の委員）が社外取締役であることとしております。また、報酬委員会は、報酬委員会規程に基づき、取締役会決議によって指定する２名以上の取締役、監査役その他取締役会が指定する者によって構成され、かつ、３分の１以上の委員が社外取締役であることとしております。いずれの委員会についても、毎事業年度に２回以上開催することとし、委員長は取締役会の決議により選定され、取締役会の諮問に基づき、取締役の指名、報酬等の原案について審議し、取締役会に答申を行っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。監査役設置会社として、会社法に基づく機関である株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に業務を監視する役割として内部監査室を設置し、これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しております。
監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、監査役３名全員が社外監査役となっております。また、取締役会の監督機能の一層の強化を図るとともに、迅

速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、取締役５名のうち３名を社外取締役としております。なお、当社取締役会は、当社の経営状況を深く理解したうえで、会社経営に関する経験や知識を持ち、取締役会での議論に客観的な立場から参加し、建設的な意見を述べることのできる者を社外取締役候補者として選定しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 12 月決算であり、定時株主総会は毎年 3 月に開催していることから、集中日には当たらないと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では電磁的方法による議決権の行使も可能としております。将来に向けては、議決権電子行使プラットフォームの利用等、議決権行使を更に円滑化するための環境作りを検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	上記の通り、将来に向けて、議決権電子行使プラットフォームの利用等、議決権の電子行使を可能とするための環境作りを検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知、及び議決権行使参考書類を送付する際には、英訳も付して送付を行っております。
その他	－

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「フェア・ディスクロージャー・ルール」を策定し、投資者に対して公平な情報開示を行うことを定めてまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	今後、積極的に開催していくことを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	IR サイトの情報を英語にて公開していくことを検討しております。 また、定期的に海外投資家と対話の機会を積極的に設けて行くことを検討しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	今後、当社ホームページ上の IR 専用ページにおいて決算情報、適時開示情報などを掲載してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	Corporate Department の Finance Division 内に、Finance & IR の専門組織を設置しております。	
その他	－	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR	今後検討すべき事項と考えております。

活動等の実施	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社法、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める規則の遵守、社内体制、及び IR 活動の充実などを図ることにより、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めてまいります。
その他	―

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が業務執行の公正性及び効率性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、2024 年 12 月 20 日開催の取締役会において内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1)役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
2. 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
3. 法令・定款違反等の行為が発見された場合には「コンプライアンス規程」に従って、取締役会に報告のうえ、外部専門家と協力しながら対応を行う。
4. 役職員の法令・定款違反等の行為については「就業規則」に基づき適正に処分を行う。
5. 代表取締役社長により任命された内部監査担当者は、役職員の職務執行状況についてコンプライアンスの観点を含む内部監査を実施する。
6. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
7. 反社会的勢力を断固として排除することとし、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 役職員の職務執行に係る情報については文書管理関連規程類及び情報セキュリティ関連規程類に従って、適切に作成、保存または廃棄される。
2. 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
3. 取締役及び監査役は、いつでも保存された文書・情報を閲覧し得るものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は「リスク管理規程」を定め、想定されるリスクに備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
2. 取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は「組織規程」及び「職務決裁権限規程」を定め、重要性に応じた意思決定を行う。
2. 職務執行に関する権限及び責任については、「組織規程」、「職務決裁権限規程」その他の社内規程等において明文化し、業務を効率的に遂行する。
3. 業務運営状況について、内部監査担当者による内部監査を実施し、継続的な改善を図る。

(5)当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制

1. 当社グループにおける業務の適正性を確保するために、当社の子会社管理を担当する Corporate Department は、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
2. 当社グループの役職員は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査役に報告する。
3. 監査役は、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば役職員に対し、その説明を求めることができる。
4. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を立案する。また、その実施に当たっては、監査役と密な連携を保ち、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
5. 監査役に不都合がある場合は内部監査担当者がこれを補助する。
6. 監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員数及び求められる資質について協議し、適任と認められる人員を配置する。
2. 補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
3. 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

(7)監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 補助使用人が、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
2. 役職員は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(8)役職員が監査役に報告をするための体制
1. 役職員は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。
2. 当社は「内部通報ガイドライン」の定めるところにより、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

(9)報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 監査役は、報告者から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
2. 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1. 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役が、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
2. 役職員は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換等、監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
3. 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等に対して、監査業務に関する助言を求めることができる。
4. 監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、監査計画や監査結果等に係る情報の共有、意見交換の場を持ち、それぞれの監査の有効性及び効率性の向上並びに相互補完を図る。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりです。
(1)反社会的勢力との関係に対する基本方針
当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、いかなる場合においても、一切の利益の提供を行わないこと、商品・サービスの提供その他一切の取引を行わないこと、不当な要求は全て拒否すること等を定めております。
取引等を行っている相手方が反社会的勢力であったと判明した場合、当社は、継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を解消する。
(2)反社会的勢力の排除に向けた社内体制の整備状況及び具体的な取り組み
当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、以下のような体制整備、及び具体的な取り組みを行っております。
・反社会的勢力対応の責任者は取締役社長とし、対応の主管部門を Corporate Department とする
・取引等を行っている相手方が反社会的勢力であったと判明した場合は、継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を解消する
・役職員が不当な要求を受けた場合は、ただちに Corporate Department へ報告し、必要に応じて、警察、弁護士等の外部機関・専門家と連携を取るなど、組織的な対応を行う

・Corporate Department は、当社と経済的取引を行う企業、団体又は個人が反社会的勢力でないことを調査し、反社会的勢力との取引の発生を防止する
・取引先と契約を締結する際、取引先が反社会的勢力でないことの表明、保証、確約及びこれらに違反した場合の契約の解除に関する旨の「暴力団排除条項」を契約書に明記する

Ⅴ．その他

１．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

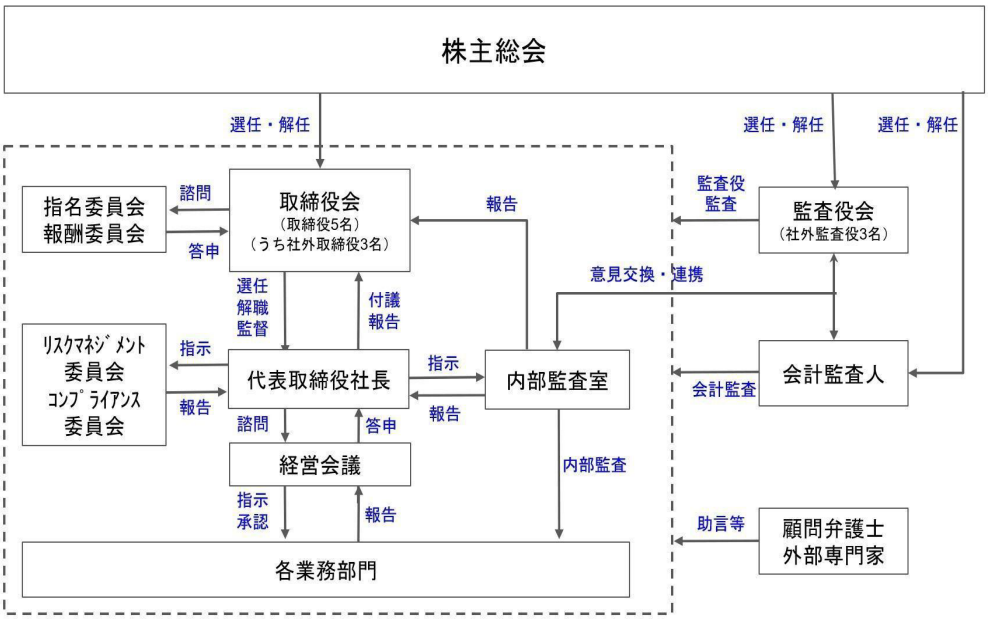
該当項目に関する補足説明

－

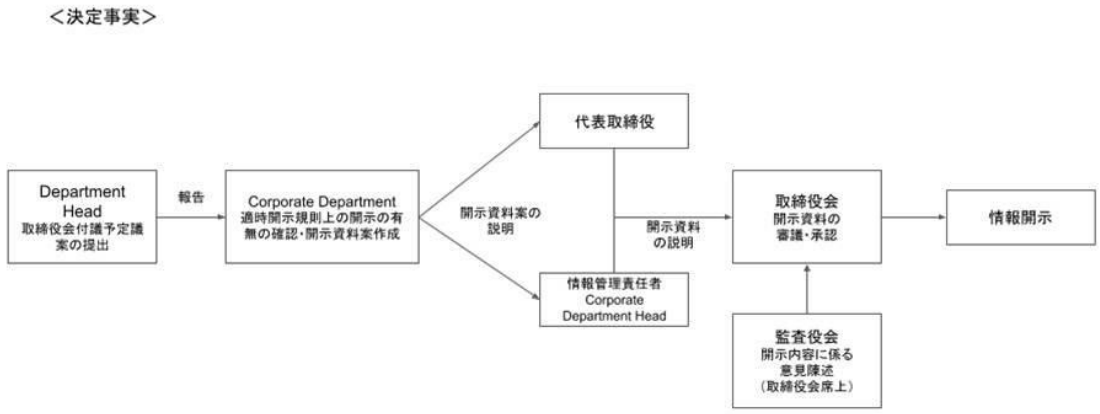
２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

－

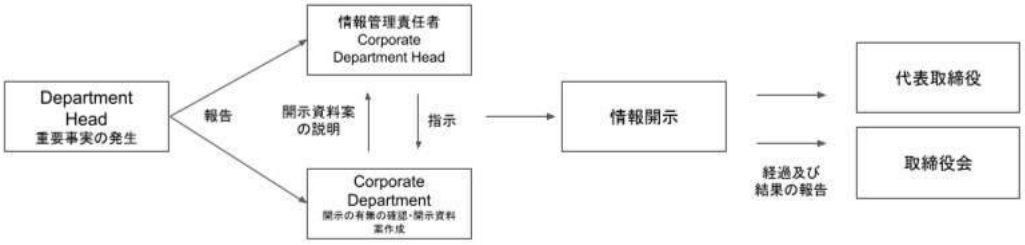
【模式図(参考資料)】



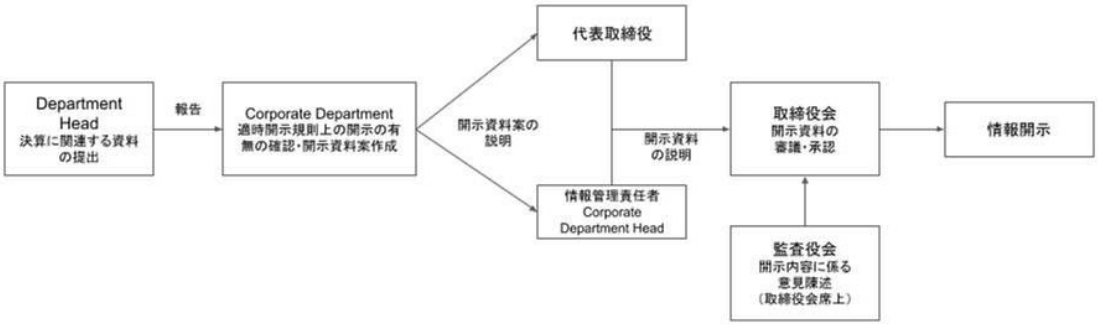
【適時開示体制の概要（模式図）】



＜発生事実＞



＜決算に関する情報及び業績予想、配当予想の修正等に関する情報等＞



以上